

令和 6 年度

学校いじめ防止基本方針

学校法人館田学園

五所川原第一高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案が増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を断とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な発達及び人格の形成に深刻な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は基本理念である「明朗、協調、進取」の校訓のもとに、生徒一人ひとりの可能性を尊重し、人格の陶冶、円満なる人間の育成に努めるべく、生徒が意欲的に充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは絶対に許されることではない」という認識
- ② 「いじめを受けた生徒の安全・安心を確保する」という認識
- ③ 「いじめはどの生徒にもどの学校においても起こり得る」という認識
- ④ 「いじめの未然防止は学校・教職員の重要課題」という認識

（3）いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。この周囲の生徒の捉え方により、いじめを増長させたり、逆に抑止したりという作用を生む。

（4）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・冷やかしやからかいを繰り返し受ける
- ・嫌なことや恥ずかしいことを言われたり命令されたりする

- ・悪口や陰口を言われる
- ・仲間はずれや集団による無視をされる
- ・わざと体をぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・スマートフォンなどのメールやSNS利用で、勝手に自分の情報を流される

3 校内体制等

(1) いじめ防止対策委員会の組織と取組は《別紙1》のとおりとする。

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導をいじめ防止対策委員会を中心に行う。また、教職員全員で対応する。

(2) いじめへの対処は《別紙1》のとおりとする。

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取組を行う。

(3) いじめ防止のための年間計画は《別紙6》のとおりとする。

いじめ防止のための年間計画を定め、刑確定に取り組む。

4 いじめの未然防止は《別紙2, 3》のとおりとする。

いじめ問題への対策では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが最も重要である。すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行う。学校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。また、家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことで最も合理的で最も有効な対策となる。

(1) 学業指導の充実

- ・「わかる授業」の実践によりすべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ・授業を担当するすべての教員が公開授業を実施し、互いの授業を参観
- ・各教科で「協調学習」や「グループワークトレーニング」「エンカウンター」などの手法を用いた授業
- ・生徒理解調査としてアセスの実施（年2回）
- ・定期的な情報交換会の実施

(2) 特別活動・道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における「互いに尊重し合える」人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実
- ・インターンシップの実施や地域活動への参加
- ・講演会等の実施
- ・JUMPチームなどを通した生徒の主体的な活動

(3) 教育相談の充実

- ・生徒指導部による定期的なアンケート調査
- ・ホームルーム担任と生徒の定期的な面談
- ・教育相談（教員間の情報交換）の定期的な実施

- ・保健部・生徒指導部・特別支援教室の連携

(4) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・情報モラルに関する講演会等の実施（生徒・保護者対象）

(5) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
(学校ホームページ、広報誌、ホームルーム通信、保健だよりなどを活用)
- ・登校時一声運動・マナーアップ運動の実施
- ・地域の活動やボランティア活動への参加呼びかけ

5 いじめの早期発見は《別紙2, 3》のとおりとする。

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ発見につながる契機として、今まで問題がないと思っていた活動や場所、人間関係に意識を向け、今後いじめが起こるかもしれないという認識を常に持つことが大切である。

また、いじめを受けた生徒や目撃した生徒が、一人で抱え込まず、相談がしやすくなるような人間関係づくりを、日ごろから生徒と教員間で構築していく必要がある。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒・教室・家庭でのサインは《別紙4》のとおりとする。

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

(3) 相談体制の整備

- ・生徒・保護者等・教職員に対して、相談窓口の設置と周知をする
- ・面談の定期的実施

(4) 定期的調査の実施

- ・生活調査アンケートを毎月1回実施

(5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応は《別紙5》のとおりとする。

(1) 生徒への対応

①いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の手順と対処

- ・いじめ行為を発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている

生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

- ・いじめ行為の関係者から速やかに事実関係の把握を行うとともにホームルーム担任、学年主任、生徒指導部に連絡し、管理職に報告する。
- ・被害生徒やその保護者への支援、加害生徒やその保護者への対応については、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導が大切である。

②いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的な支援をすることが重要である。

- ・安全・安心を確保するなど、心のケアを図る。
- ・今後の解決目標や対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

③いじめている生徒への対応

事実確認を丁寧に行い、自分のした行為についてしっかりと認識させる。教員からの一方的な指導ではなく、過ちを繰り返さないように生徒に自分で考えさせ、自覚を促すことが大切である。相手の立場に立った考え方や行動ができるように指導する。

- ・いじめに至った経緯や内容などを丁寧に聴き取り、確認する。
- ・いじめられた生徒の訴えた内容をふまえ、食い違いなどがないか情報を整理する。
- ・もし、自分が相手の立場だったらどう感じるか考えさせる。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる指導を心掛ける。
- ・なぜそのような事態になったか、背景や要因を探る。
- ・謝罪など、関係を修復するために何が必要か考えさせる。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかつたりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を持てるよう指導することが大切である。

- ・いじめの場面を見ているだけでも、いじめを容認していることになることや制止することが人間としてあるべき姿であることを指導する。
- ・自分の問題として捉えさせ、相手を思いやる気持ちを持たせる。
- ・相互に尊重し合える集団づくりを指導する。
- ・当事者だけでなく、学級、学年、学校全体としての継続した指導を行う。

(3) 保護者等への対応

①いじめられた生徒の保護者等に対して

相談された場合は、複数の教員で対応し、学校全体で解決に取り組むという姿勢を明確に伝える。不安を取りのぞき、安心・安全が確保することも伝える。

- ・じっくりと話を聞く姿勢を大切にする。
- ・保護者が感じている不安や苦痛に対して真摯に向き合い理解を示す。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する心情などを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

②いじめている生徒の保護者等に対して

- 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・いじめは誰にでも起こり得ること、誰もが加害者になり得ること等を認識してもらう。
 - ・当該生徒や保護者の心情にも配慮する。
 - ・問題が解決するよう教員としてサポートしていくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
 - ・不安なことがあれば報告してもらうなど連絡を取り合う。
 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する心情などを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
 - ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることがある。
 - ・必要に応じて外部の関係機関と連携し解決を目指す。

③保護者等同士が対立する場合など

- ・教員が間に入って関係を調整する必要がある場合もある。その際、学校の中の第三者委員会（管理職・生徒指導部・部の顧問等）を設置し、支援する。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・青森県総務学事課や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①青森県総務部総務学事課との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法について相談・調整する。

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合は直ちに所轄の警察署に連絡する。
- ・犯罪等の違法行為がある場合は早期に所轄の警察署に相談し、対応する。

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握など児童相談所、民生・児童委員等の協力を得る。

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談、精神症状についての治療、指導・助言の協力を得る。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を、不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定

の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどが「ネットいじめ」であり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者等への啓発をフィルタリング・保護者等の見守りで推進する
- ②情報教育・情報モラル教育の充実を推進する
- ③ネット社会についての講話を実施する

(3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめを把握するために、被害者からの訴え・閲覧者からの情報・ネットパトロールなどを活用する
- ②不当な書き込みへの対処は、状況確認→状況の記録→いじめ防止対策委員会の開催、管理者への削除依頼、警察への相談を行う

8 重大事態への対応は《別紙1, 7》のとおりとする。

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症したと考えられる場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連續した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態発生時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県総務学事課に報告するとともに、調査に協力する。

この方針は令和6年4月1日より適用する

いじめ防止対策委員会の組織と取組

いじめ防止対策委員会

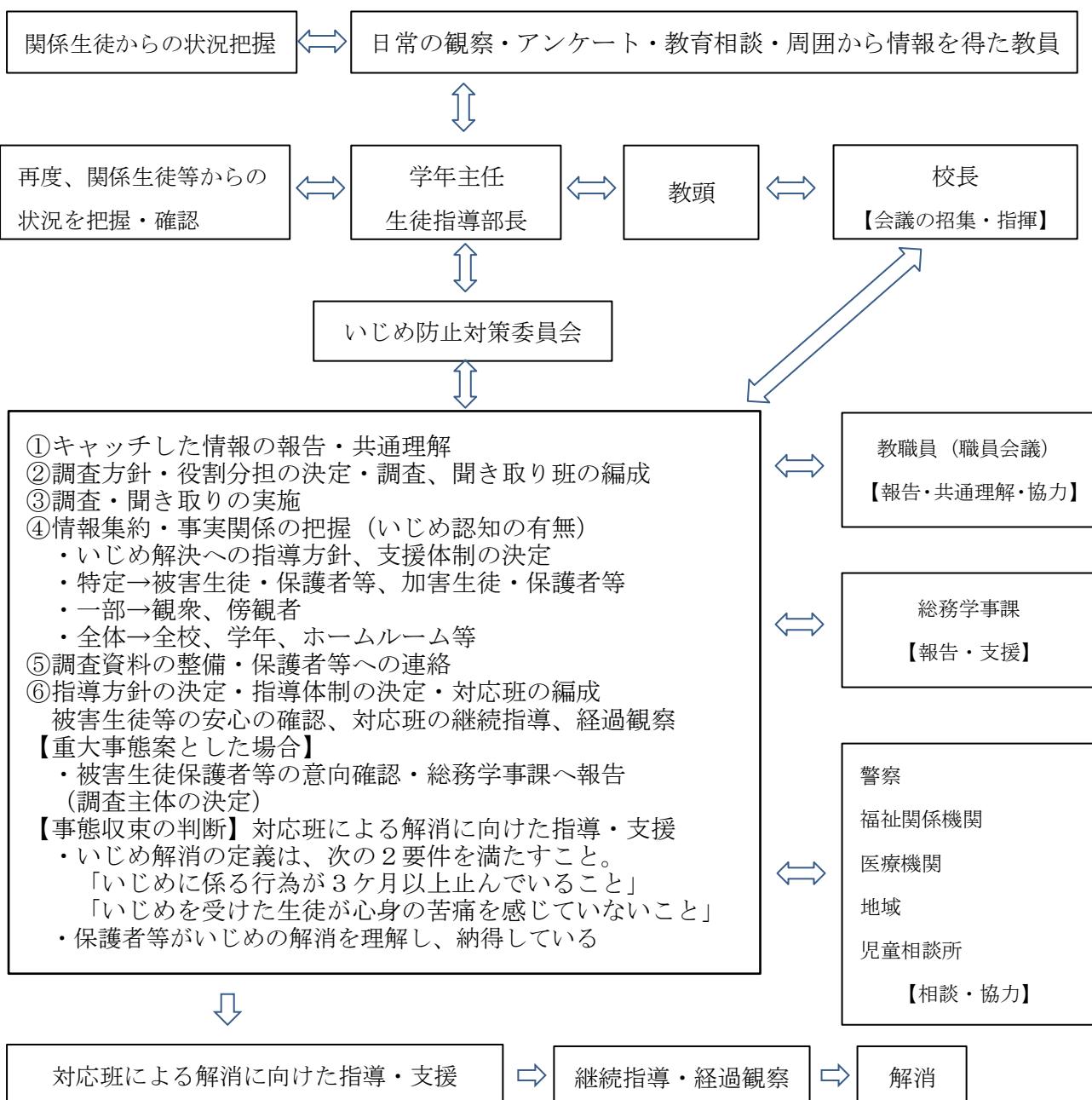
《組織》

校長・教頭・特別支援教育室長・スーパーバイザー・教務主任・生徒指導部長・保健部長・学年主任・生徒指導部員

《取組》

- ・「学校いじめ防止基本方針」の作成と見直し
- ・いじめ防止のための年間計画の作成・実行・検証
- ・学校生活アンケートの実施・集計・分析・いじめの疑いに係る情報の収集・確認・記録・共有
- ・気にかかる生徒への支援

いじめ発生時の対処



《別紙2》

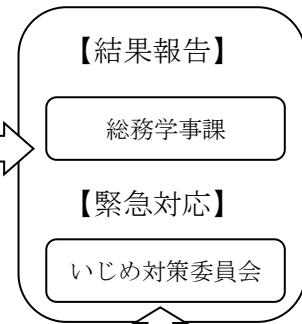
いじめの未然防止・早期発見の取組

《管理職》

- | | |
|--------------|--------------|
| ・学校いじめ防止基本方針 | ・いじめを許さない姿勢 |
| ・風通しの良い職場 | ・保護者・地域等との連携 |

《いじめ防止委員会》【定期開催】

- ・学校いじめ防止基本方針作成・点検
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針



《早期発見の取組》

- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・保健職員からの情報
 - ・相談・訴え（生徒・保護者・地域等）
 - ・アンケートの実施（定期）
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催（生徒・保護者等）
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の情報引継ぎ

いじめの未然防止・早期発見のためのポイント

(1) いじめの未然防止

[ホームルーム担任等]

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない行為である」という雰囲気をホームルーム全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめを抑止する雰囲気づくりを促す。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

[養護教諭]

- ・学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

[生徒指導担当教員]

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む。

[管理職]

- ・全校集会などで校長が、いじめの問題についても触れ、「いじめは絶対に許されない行為である」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

(2) いじめの早期発見

[ホームルーム担任等]

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や三者面談、家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

[養護教諭]

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

[生徒指導担当教員]

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について教職員・生徒・保護者等に周知する。

[管理職]

- ・生徒及びその保護者等、教職員がいじめに関する報告・連絡・相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

《別紙4》

いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

(1) 登校時・ホームルーム・授業・休み時間でのサイン

場面	サイン
登校時及び朝のホームルーム活動 【注意事項】 <ul style="list-style-type: none">教室内の不穏な雰囲気を察知	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中 【注意事項】 <ul style="list-style-type: none">教室内の不穏な雰囲気を察知	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。 個人がクラス内で浮いて見える状況など。
休み時間等 【注意事項】 <ul style="list-style-type: none">校内での生徒の不穏な雰囲気を察知	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情が見えない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。 一人だけの単独行動が多く、誰も寄り付かないでいる。
放課後等 【注意事項】 <ul style="list-style-type: none">校内での生徒の不穏な雰囲気を察知	慌てて下校する。用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。 単億行動が多く、誰も寄り付かないでいる。

(2) 校内でのサイン

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

(3) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者等に伝えておくことが大切である。

サイン

学校や友人のことを話さなくなる。
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。
電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
不審な電話やメールがあつたりする。
遊ぶ友達が急に変わる。
部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする。
理由のはつきりしない衣服の汚れがある。
理由のはつきりしない打撲や擦り傷がある。
登校時刻になると体調不良を訴える。
食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。
成績が下がる。
持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする。
自転車がよくパンクする。
家庭の品物、金銭がなくなる。
大きな額の金銭を欲しがる。

2 いじめられている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン

教室等において仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
教員が近づくと、不自然に分散する。
自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

いじめへの対処～聴き取り調査～

(1) 情報を集める

[ホームルーム担任等、養護教諭、情報を得た教員]

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。その際、暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆け付ける。
- ・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見、通報を受けた場合は速やかに関係生徒から聴き取るなどしていじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聴き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、なるべく同時刻にかつ個別に聴き取りを行う。

(2) 子供への指導・支援を行う

[いじめられた生徒に対応する教員]

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

[いじめた生徒に対応する教員]

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

[ホームルーム担任等]

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、指導を加える。

(3) 保護者等と連携する

[ホームルーム担任を含む複数の教員]

- ・家庭訪問（加害・被害とも。また、ホームルーム担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法等について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者等の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

《別紙6》

いじめ防止のための年間計画

月	実施内容等 (いつ・何を)	場面 (どこで)	対象 (誰に)	主体 (誰が)
4	学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解	職員会議	教職員	教頭・分掌
	ホームルーム開き（人間関係形成）	ホームルーム活動	生徒	1学年
	学校いじめ防止基本方針の周知と意識啓発	P T A総会	保護者等	分掌
	春の挨拶運動	登校時	生徒	学年
	生徒面談①	課外	生徒	各学年
	ホームルーム活動年間計画の作成	ホームルーム活動	生徒	各学年
	学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解	いじめ防止対策委員会	教職員等	分掌
	学校いじめ防止基本方針の公開	学校ホームページ	保護者等	分掌
	情報モラル教室①	学校行事	生徒	分掌・警察
	いじめ防止・ネットトラブル防止宣言	生徒総会	生徒	各学年・分掌
5	学校生活アンケート①	課外	生徒	各学年・分掌
	生徒の活動状況等に関する情報交換①	教育相談（生徒指導会議）	教職員	各学年・分掌
6	生徒の活動状況等に関する情報交換②	教育相談（生徒指導会議）	教職員	各学年・分掌
	学校生活アンケート③	課外	生徒	各学年・分掌
7	生徒の活動状況等に関する情報交換③	教育相談（生徒指導会議）	教職員	各学年・分掌
	学校生活アンケート④	課外	生徒	各学年・分掌
	夏季休業中の諸注意（S N S等の利活用）	学校行事等	生徒・保護者等	分掌
8, 9	生徒面談②	課外	生徒	各学年
	生徒の活動状況等に関する情報交換④	教育相談（生徒指導会議）	教職員	各学年・分掌
	学校生活アンケート⑤	課外	生徒	各学年・分掌
	情報モラル教室②	学校行事	生徒	分掌・警察
10	生徒の活動状況等に関する情報交換⑤	教育相談（生徒指導会議）	教職員	各学年・分掌
	学校生活アンケート⑥	課外	生徒	各学年・分掌
11	生徒の活動状況等に関する情報交換⑥	教育相談（生徒指導会議）	教職員	各学年・分掌
	学校生活アンケート⑦	課外	生徒	各学年・分掌
12, 1	生徒面談③	課外	生徒	各学年
	冬季休業中の諸注意（S N S等の利活用）	学校行事等	生徒・保護者等	分掌
	生徒の活動状況等に関する情報交換⑦⑧	教育相談（生徒指導会議）	教職員	各学年・分掌
	学校生活アンケート⑧⑨	課外	生徒	各学年・分掌
2	いじめ防止の取組状況の説明と意見聴取	職員会議	教職員	分掌
	学校いじめ防止基本方針の見直し	いじめ防止委員会	教職員等	分掌
	学校生活アンケート⑩	課外	生徒	各学年・分掌
	生徒の活動状況等に関する情報交換⑨	教育相談（生徒指導会議）	教職員	各学年・分掌
3	年度末年度初め休業中の諸注意 (S N S等の利活用)	学校行事等	生徒・保護者等	分掌
	学校生活アンケート⑪	課外	生徒	各学年・分掌

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を学校設置者へ報告

重大事態への発生

- 学校設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に連絡）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者（理事長）が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
 - ※「いじめ防止委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法も考えられる。

●調査組織（いじめ対策委員会）で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校設置者に報告（※設置者から地公共団体の長等に報告）

- ※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

関係機関を調査主体とした場合（県総務学事課、警察署、福祉関係、医療機関）

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力